



福岡医発第 224 号（地）
平成 31 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

県北部地区福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）の開始について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

県北部地区福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）業務委託の企画提案募集については、平成31年 2 月 8 日付け福岡医発第2996号（地）にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、本年 4 月15日より下記の機関において発達障がい児（者）に対し医学的知見に基づく支援を行う療育支援事業を開始した旨、別添のとおり福岡県福祉労働部障がい福祉課より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、県南部地区においては、社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院（久留米市）にて同事業が行われておりますことを申し添えます。

記

【実施機関】

名 称：医療法人山水会 香椎療養所
住 所：福岡市東区香椎一丁目 9－15
連絡先：092-661-1083

3 1 障 第 1 6 5 号
平成 3 1 年 4 月 1 5 日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(自 立 支 援 係)



県北部地区福岡県障がい児等療育支援事業（医療連携型）の開始について（御案内）

日頃から、本県障がい福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、4月15日(月)から、下記の機関において発達障がい児（者）に対し医学的知見に基づく支援を行う療育支援事業を開始しましたのでお知らせします。

本事業の実施に当たっては、地域の関係機関との連携を密に図ってまいりますので、御協力お願いいたします。

つきましては、恐れ入りますが、貴会会員の皆様への御案内について、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）実施機関

名 称：医療法人山水会 香椎療養所
住 所：福岡市東区香椎一丁目9-15
連 絡 先：092-661-1083

2 支援の対象者

発達障がい児（者）（その疑いがあるものを含む）とその保護者

3 主な管轄区域

中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、宗像市、福津市、直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、糸島市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町及び築上町

福岡県福祉労働部
障がい福祉課自立支援係
竹西（たけにし）
TEL：092-643-3263
FAX：092-643-3304



福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）実施要綱

（目的）

第1条 福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）（以下「支援事業」という。）は、発達障がい児（者）並びに発達障がいのある在宅の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がいのある人及び難病患者等（以下「在宅発達障がい児（者）」という。）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、医療機関の有する機能を活用し、身近な地域で発達障がいに関する療育指導、相談等及び各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、もって地域の在宅発達障がい児（者）及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 この事業の内容は、県があらかじめ事業を委託した医療関係機関（以下「受託医療機関」という。）において行う次に掲げる事業とする。

（1）在宅支援訪問療育等指導事業

この事業は 受託医療機関に相談・指導を担当する医師等で編成された相談・指導班を設置し、相談・指導を希望する在宅発達障がい児（者）の家庭に定期的若しくは随時訪問し、又は相談・指導を必要とする地域を巡回する等の方法により、地域の在宅発達障がい児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行うものとする。

（2）在宅支援外来療育等指導事業

この事業は、在宅発達障がい児（者）及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行うものとする。

（3）施設支援一般指導事業

この事業は、障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、発達障がい児（者）の療育に関する技術の指導を行うものとする。

（実施の委託）

第3条 県は、この事業を実施するに当たり、医療関係機関を経営する法人に委託するものとする。

（1）県は、筑紫、甘木・朝倉、久留米、有明及び八女・筑後の障がい保健福祉圏域（中核市を除く。以下「県南部」という。）及び北九州、宗像、直方・鞍手、福岡・糸島、粕屋、飯塚、田川及び京築の障がい保健福祉圏域（政令市を除く。以下「県北部」という。）を事業の通常の実施区域（以下「対象地域」という。）とする受託医療機関を1か所ずつ置くものとする。

（2）前号にかかわらず、担当する対象地域以外の地域から利用申請があった場合は、当該対象地域を受託している受託医療機関に連絡・協議した上で、事業を実施できることとする。

(利用対象者)

第4条 受託医療機関が行う事業の利用対象者は、県内（政令市・中核市を除く）に在住し、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢で発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がいその他心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのある在宅発達障がい児（者）及びその家族並びにその疑いがある者及びその家族とする。

(実施方法等)

第5条 各事業の実施方法等は次によるものとする。

(1)在宅支援訪問療育等指導事業

ア 実施計画の策定

受託医療機関は、関係機関との緊密な連携のもとに、管内の対象者及び地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画を策定し効率的な実施に努めるものとする。

イ 事業の周知

受託医療機関は、広報等を利用してこの事業の概要（相談実施の日時、場所、内容等）を在宅発達障がい児（者）の保護者等に周知徹底するとともに、利用者の便宜を図るものとする。

ウ 担当する職員

巡回相談における相談・指導班の編成は、受託医療機関の医師を中心として、対象地域における対象者の障がいの状況に応じた職種及び人員により実施することとし、相談・指導を担当する職員は各々の相談に対し適切な指導、助言等ができる者を充てるものとする。

なお、必要に応じ他の医療機関等の協力を得ても差し支えないものとする。

エ 相談・指導の記録

受託医療機関は、相談・指導の内容を対象者毎に記録し、適切な事後処理に努めるとともに、指導の一貫性を保つよう配慮するものとする。

オ 秘密の保持

この事業の実施に当たって職務上知り得た在宅発達障がい児（者）及び家庭に関する秘密保持については、特に留意するものとする。

(2)在宅支援外来療育等指導事業

この事業を実施する場合における、実施計画の策定、事業の周知、担当する職員、相談・指導の記録及び秘密の保持については、上記（1）に準じて行うものとする。

なお、必要に応じ他の医療機関等の協力を得ても差し支えないものとする。

また、指導事業の利用者等との必要な連絡調整を行うものとする。

(3)施設支援一般指導事業

ア 実施計画の策定

受託医療機関は、関係機関との緊密な連携のもとに、管内の障がい児通所支援事業所、保育所及び幼稚園等の設置状況並びに地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画を策定し効率的な実施に努めるものとする。

イ 事業の周知

受託医療機関は、広報等を利用してこの事業の概要（指導の内容、指導方法等）を在宅発達障がい児（者）の保護者、障がい児通所支援事業所、保育所、幼稚園等の長及び職員に周知徹底するものとする。

ウ 担当する職員

施設支援を担当する職員は、医師を中心として、対象施設における利用者の障がいの状況に応じた職種及び人員により実施するものとする。

なお、必要に応じ他の施設等の協力を得ても差し支えないものとし、相談指導等の記録及び秘密の保持については、上記（１）に準じて行うものとする。

（関係機関等との連携）

第6条 受託医療機関は、この事業の実施に当たり、児童相談所、障がい者更生相談所、福岡県障がい児等療育支援事業受託施設、発達障がい者支援センター及び発達障がい者支援拠点病院のほか、本事業の対象となる保健福祉圏域内の市町村、保健福祉（環境）事務所、障がい児（者）施設、特別支援学校及び民生委員・児童委員、障がい者相談員等との連携を密にし、利用者の便宜を図るものとする。

（費用）

第7条 県は、この事業の実施に要する経費として、別表に定める単価にそれぞれの実施件数又は実施日数を乗じて得た額を支弁するものとする。

2 受託医療機関は、委託料を請求するときは、第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる事業について、別表1に定める事業ごとの単価にそれぞれの実施件数を乗じて得た額を様式第1号に記載の上、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を添えて請求するものとする。

3 受託医療機関が存する障がい保健福祉圏域外において、上記第2条第1号及び第3号の事業を実施した場合、別表2に定める単価に実施日数を乗じて得た額を様式第1に記載の上、様式第5号を添えて、請求するものとする。

4 上記加算の請求に当たっては、同一日に複数の圏域（市町村）にまたがって事業を実施した場合、受託医療機関から最も遠い圏域に応じた数を計上するものとする。

5 受託医療機関は、支援事業の利用者から利用料を徴収しないものとする。

（報告）

第8条 受託医療機関の長は、本事業の四半期ごとに実施状況等について、事業を完了した日から起算して10日を経過した日に知事あてに報告するものとする。

2 委託業務を完了した時は、その日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、収支清算書及びその他必要な資料を作成の上、提出すること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第7条第2項関係）

実施に要する経費	対象経費
次により算出された額の合計額 1 在宅支援訪問療育等指導事業 7,200円×相談指導件数 2 在宅支援外来療育等指導事業 2,800円×相談指導件数 3 施設支援一般指導事業 22,140円×相談指導件数	事業に必要な報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金、 報償費、旅費、需用費（消耗 品費、食糧費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広告 料）、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費

別表2（第7条第3項関係）

事業を実施した圏域	支弁額
受託医療機関が存する障がい保健福祉圏域に隣接する障がい保健福祉圏域	500円
上記以外	1,000円

平成31年4月10日

福祉労働部障がい福祉課

直通：092-643-3263

内線：3266

担当：蔵本、竹西

県北部地区に県内2箇所目となる発達障がい児等療育支援事業所 (医療連携型)を開設します

～発達障がい児(者)への療育支援の体制が強化されました～

- このたび県北部地区の「福岡県発達障がい児等療育支援事業所(医療連携型)」として、新たに香椎療養所(福岡市東区)を指定します。今回の指定により県南及び県北における医療連携型の療育支援事業の体制が整いました。
- 県では、障がい児等療育支援事業に加え、増加する発達障がいへの対応を強化するため、平成30年12月、県南部地区において発達障がいに特化した「福岡県発達障がい児等療育支援事業所(医療連携型)」として聖ルチア病院(久留米市)を指定し事業を開始したところです。
- 今後、県として発達障がい児等療育支援事業所、発達障がい者支援拠点病院(九州大学病院)、4か所の発達障がい者支援センター、13の障がい児等療育支援事業所と連携を図ることで、県の発達障がい児(者)への支援を一層強化します。

※療育支援事業とは、障がい児(者)等のライフステージに応じた療育指導、相談等を行い、障がい児(者)及びその保護者の地域における生活を支援するもの。

※この事業の実施主体は福岡県で、医療法人等に委託し、運営するため、相談費用はかかりません。

【1】設置場所

所 在：福岡市東区香椎一丁目9-15 香椎療養所内

問合せ先：連携室

電話番号：092-661-1083(代表)

対応時間：月曜日から金曜日の9時から17時まで

【2】事業開始日

平成31年4月15日(月)

【3】支援対象者(政令市及び中核市を除く)

県内に在住する発達障がい児(者)(その疑いがあるものを含む)とその保護者

※診断がなくても、発達について気になることがあれば、気軽に相談することができます。

【4】事業概要

○訪問療育等指導事業

発達障がい児(者)の家庭に定期的又は随時訪問、巡回し、地域の発達障がい児(者)とその保護者に対して各種の相談・指導を行う。

○外来療育等指導事業

外来の方法により、発達障がい児(者)及び保護者に対し相談・指導を行う。

○施設支援一般指導事業

障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、発達障がい児(者)の療育に関する医学的知見による支援や指導を行う。

【5】取材について

4月15日(月)10時から12時の間で、本療育支援事業に従事する職員が取材に応じます。

※プライバシー保護のため、患者の方の撮影はご遠慮ください。

(問合せ先：香椎療養所 事務局長 片山^{かたやま})

発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）香椎療養所

【施設の外観】



【施設の外観 2】



【相談窓口】



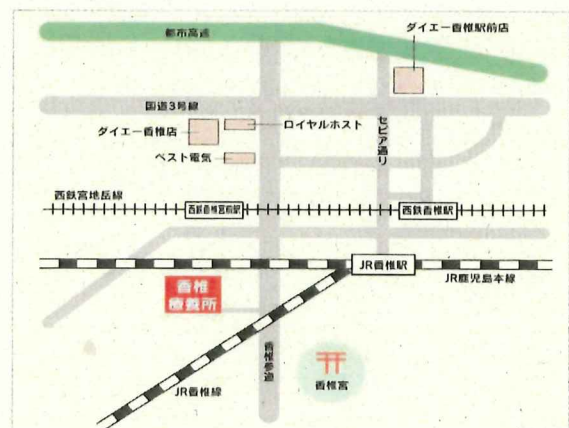
【相談室】



【児童待合スペース】



【案内図】



別紙

発達障がい支援機関一覧

○発達障がい者支援拠点病院

医学的専門性を活かし、県内の医師や関係機関に対する発達障がいの症例に関する医学的支援、診療に関わる医師の育成及びネットワークの構築、支援者に対する講習会及び研修会の監修を行っています。

地 域 名	名 称	事業所住所
福 岡 県 全 域	九州大学病院 (子どものこころ診療部)	福岡市東区馬出三丁目1-1

○発達障がい者支援センター

発達障がいに関する相談、発達支援、就労支援に加えて、発達障がいの正しい理解や適切な支援方法を広めていくため、行政・学校・企業等に対して研修や講師派遣を行い、発達障がい児（者）やその保護者、発達障がいに関わる支援者・関係機関をサポートします。

地 域 名	名 称	事業所住所
北 九 州	福岡県発達障がい者支援センター（北九州地域）	北九州市小倉南区春ヶ丘10-4
福 岡	福岡県発達障がい者（児）支援センター Life	春日市原町3-1-7 クローバープラザ1階
筑 豊	福岡県発達障がい者支援センター ゆうもあ	田川市夏吉4205-7
筑 後	福岡県発達障がい者支援センター あおぞら	八女郡広川町大字一条1361-2

※政令市を除く

○発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）

医療機関が有する医学的知見に基づき、発達障がい児（者）のライフステージに応じた療育指導、相談等を行い、発達障がい児（者）及びその保護者の地域における生活を支援しています。

地 域 名	名 称	事業所住所
県北部	香椎療養所	福岡市東区香椎1-9-15
県南部	聖ルチア病院	久留米市津福本町1012

※政令市及び中核市を除く

○県内13か所の療育支援事業所

障がい児（者）のライフステージに応じた療育指導、相談等を行い、障がい児（者）及びその保護者の地域における生活を支援しています。

圏 域 名	名 称	事業所住所
北 九 州	北九州市立総合療育センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10-4
宗 像	昭和学園	福津市奴山616
直 方 ・ 鞍 手	鞍手ゆたかの里	鞍手郡鞍手町大字新延1804-2
福 岡 ・ 糸 島	志摩学園	糸島市志摩馬場1079-1
粕 屋	久山療育園	糟屋郡久山町大字久原1869
飯 塚	笠松あんじゃ園	飯塚市安959-4
田 川	みろく園	田川郡福智町伊方610
京 築	恵光園こどもの家	豊前市大字大西1188-11
筑 紫	すみれ園	太宰府市大字大佐野42-1
甘 木 ・ 朝 倉	第二野の花学園	朝倉郡筑前町三箇山1147-2
久 留 米	はぐ	小郡市大板井1143-1
有 明	りんどう学園	大牟田市今山755
八 女 ・ 筑 後	蓮の実団地	八女市馬場6番地1

※政令市及び中核市を除く

担当する障がい保健福祉圏域

北・南の別	圏域名	市町村数	市町村
北 部	北九州	1市4町	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	宗像	2市	宗像市、福津市
	直方・鞍手	2市2町	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
	福岡・糸島	1市	糸島市
	粕屋	1市7町	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
	飯塚	2市1町	飯塚市、嘉麻市、桂川町
	田川	1市6町1村	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村
南 部	京 築	2市5町	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
	筑 紫	5市	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
	甘木・朝倉	1市1町1村	朝倉市、筑前町、東峰村
	久留米	3市2町	小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町
	有 明	3市	大牟田市、柳川市、みやま市
	八女・筑後	2市1町	八女市、筑後市、広川町

※政令市及び中核市を除く

